

2009年9月15日

埼玉県知事
上田清司 殿

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 片山 修三

要 請 書

「安心・安全、福祉、環境の3つの視点から行政全般を見直すこと」「最小の費用で最大の効果をあげること」「県の5か年計画『ゆとりとチャンスの埼玉プラン』を着実に実行すること」の三つの指針に基づき、「みどりと川の再生」「行革日本一」「女性のチャレンジ支援」などの施策を進め、県政の運営に全力で取り組まれている上田清司知事に心より敬意を表するものであります。

さて、私たち連合埼玉は「ゆとり・豊かさ・公正な社会」の実現をめざす取り組みとして、県政への政策制度改善要請項目を以下のようにまとめました。

本要請は経済優先社会から脱皮し、生活者重視への社会的転換をはかり、まじめに働くものが報われる公正な社会の実現と、安心して暮らせる地域社会の確立に向けた政策制度事項であります。

つきましては、可能性に満ちた埼玉県を日本一と言われる県にするため、また、上田県政をさらに発展、拡充していくためにも、本要請を勤労県民の総意として受け止めていただき、平成22年度の予算編成に反映されるよう要請いたします。

2009年度

政策制度埼玉県への要請

7分野 32項目

I. 総合経済・産業政策

1. 雇用の安定・創出にむけて以下の施策を講ずること。

(1) 関係機関と連携し、雇用維持・非正規労働者の雇用継続や雇い入れなどに関する各種助成金・奨励金制度などの周知と、相談窓口対応の強化、申請手続きの簡素化、給付の迅速化をはかること。

(2) ふるさと雇用再生基金、緊急雇用創出基金等の有効活用により、介護・医療・福祉分野などの雇用確保や、失業中の派遣労働者など非正規労働者に対する雇用が提供できるよう、効果的な事業を早期に実施すること。

また、県の特色を活かした観光や農業・林業（山や川の再生）などの事業における雇用創出をはかること

<要請の根拠>

世界的な金融危機の影響をうけ、昨年秋以降多くの企業が生産調整や雇用調整など余儀なくされている。職種によっては在庫調整が進み、生産活動がやや持ち直しつつあるとの見方があるものの、雇用情勢など全体的には依然として厳しい状況が続くと見られている。

(1) 緊急雇用対策として“雇用調整助成金の拡充（支給要件の緩和・助成率上乘せ、残業削減雇用維持奨励金、中小企業緊急雇用安定助成金など）や離職者住宅支援給付、就職安定資金融資”などが、昨年末以降段階的に実行（補正予算）されているが、制度の周知が不十分、制度内容が複雑、手続きが難しい、給付処理に時間がかかる、などが指摘されている。

県は、埼玉労働局と連携して昨年12月に「埼玉緊急雇用対策会議」を設置したが、依然として厳しい雇用情勢を踏まえ、県としての諸施策実行と合わせて、雇用の維持・労働移動等に関わる各種支援制度の周知および活用促進にむけた課題への対応など、関係機関と連携した取り組みの強化が求められる。

また、危惧される中小企業の資金繰りなどについて、県は中小企業制度融資事業を拡充したが、関係機関への要請など円滑な金融対応にむけた取り組みの強化が望まれる。

(2) 国の第2次補正予算における3年間の基金事業として、ふるさと雇用再生基金では、介護分野への雇用確保や職場復帰を希望する看護師の正規雇用化など、人手不足といわれる分野での雇用創出が計画され、緊急雇用創出基金では、失業中の非正規労働者などに対する臨時的雇用創出が計画されているが、早期に実行し厳しい雇用情勢下での着実な雇用創出にむけた対応が求められる。尚、各市町村の緊急雇用創出事業においては、雇用期間（原則6ヶ月）や住まいの問題などから、応募が少ないなどの課題も出されている。県は各事業の進捗や実績など検証し、必要な対応策を講じて実効ある事業となるよう期待がされる。

また、県の特色を活かした川や緑の再生にむけた事業においても、雇用創出をはかり、より一層の進展が望まれる。

2. 依然として厳しい雇用情勢を踏まえ、仕事と住居を失った派遣労働者など未就職者に対する就労と生活再生にむけた支援を行うこと。

- (1) 県が緊急雇用創出事業として設置した、非正規労働者などに対する住宅・生活相談、就職相談などを行う「埼玉県緊急求職者サポートセンター」を県内数箇所に設置し、対応力を強化すること。
- (2) 仕事と住居を失った派遣労働者など未就職者に対して、住まいの確保と再就職支援を行うために、緊急宿泊場所として公共・公営住宅などの積極的な活用をはかること。また、民間施設や団体、NPOとの契約などによる緊急宿泊事業（シェルター事業）を実施すること。

<要請の根拠>

- (1) 県は離職を余儀なくされた非正規労働者などに対する生活の安定及び再就職支援を行うため、本年3月9日に「埼玉県緊急求職者サポートセンター」を開設した。5月22日からはセンター内にハローワーク職業相談員による「職業相談・職業紹介」窓口も開設され、就職・生活・住宅などワンストップ型の総合支援体制が整い、利用者が増えている。依然として厳しい雇用情勢を踏まえ、ワンストップ型の支援センターを県内に数箇所設置するなど、相談対応力の強化が望まれる。
- (2) 解雇や雇止め等によって仕事と住まいを失った派遣労働者等に対する生活再生の観点から、宿泊場所と生活資金・再就職などの一連の支援が求められるが、公共施設を活用した宿泊場所と雇用機会の提供などの取り組みを県が率先して行うとともに、各市町村においても積極的な対応をはかるよう、県としての指導や助成が求められる。

また、政府（厚生労働省）が緊急経済対策事業の一環として実施する「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」を積極的に活用し、住まいを失い野宿生活を余儀なくされた失業者の緊急支援として、関係支援団体等と連携し総合相談体制を備えた「シェルター事業」の実施が望まれる。

3. ものづくり基盤の強化、技能伝承の観点から、ものづくりを支える技能労働者育成にむけて、以下の施策を講ずること。

- (1) 多様な職種の技能検定受験促進にむけて、技能検定実施施設・設備の拡充と、認定施設の条件を整えている民間企業への技能検定実施の積極的な働きかけを行うこと。
- (2) また、技能向上をめざす受験希望者が、希望する職種でより多く受験できるよう、その環境整備を行うこと。

<要請の根拠>

製造業など経営環境が厳しい中で、求められる製品の高品質化、高精度化など、ものづくり現場の「人材」の育成や技能伝承が重要な課題となっている。平成20年度ものづくり白書によると、ものづくりを支える現場リーダー型技能者などの人材を確保できている事業所は半数強であるが、大企業に比べると中小企業はやや低くなっている（300人以上58%、100～299人45.8%）。

現下の厳しい経営環境の中で、生産調整など余儀なくされている企業が多いと思わ

れるが、将来のものづくりを支える人材の育成や定着にむけた教育訓練の機会と捉え、県は各企業に対して各種技能検定に積極的に取り組むよう働きかけるとともに、実施に伴う費用の補助拡充、使用する設備・機械器具の補償制度を設けるなど、産業人材育成プログラムに掲げる技能検定制度の推進にむけた積極的な対応が求められる。

II. 雇用労働政策

1. 厳しい経済状況にある県内中小企業への支援策として、中小企業融資制度の充実があげられているが、しっかりと機能することを確認すること。また企業が相談できる窓口の設置など、中小企業の存続に対してサポートできる体制で臨むこと。

<要請の根拠>

県内の中小企業の状況は産業労働部の調査からもわかるように、非常に厳しい状況である。特に資金繰りについては悪化が続いており、経営上の大きな課題となっている。県は中小企業融資制度の充実を進めるとしてきたが、融資件数の大幅な増加が見込まれる。雇用状況を守るためには、簡素な手続きで速やかに融資されることが必要である。

また中小企業存続のために、経営についてのアドバイスやさまざまな支援策などについて、気軽に相談できる窓口の必要性も高まっている。雇用の安定のみならず、市町村も含めた税収確保のためにも、中小企業をサポートできる体制が必要である。

2. 将来の安定雇用を目指し、若年者の雇用・就職支援として就業意識を高めるために、産業界・教育局と連携し高校生のインターンシップなど有効な対策を講ずること。

<要請の根拠>

過去からの要請などから小中学生対象の職場体験は実施日数も増えるなど、十分な対応が図られてきた。高校生は就職をするのか、進学するのも含め仕事観をより高めなければならない時期であり、夏休みなどの長期休暇にインターンシップなど実際の仕事を体験することが重要である。連合埼玉も構成組織を通じて、企業に受け入れのお願いをしていき、広い範囲の職種で就業体験ができる状況を目指したい。広い職種で就業体験できることによって、つきたい仕事と適性について自ら体験でき離職率の低減にもつながる。

また昨今の経済状況や保護者世代の所得格差などから、進学を断念せざるを得ない学生も増加することが考えられる。目的もなく安易にフリーターなどを選ばないように就業意識を高め、働くことの意義を深めることが重要である。

3. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。

- (1) 障がい者授産施設自立支援として、県内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを今以上に幅広くPRし受注につながるような支援を行うこと。さらに行政から

の発注に関しても授産施設を利用するなど、率先できる体制の確立を行うこと。

- (2) 障がい者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務の斡旋を行うこと。また県や市町村も障がい者就労の一つとして、在宅勤務での雇用を図ること。
- (3) 知的障がい者の雇用確保をめざして、県内企業に事例報告を行うなど広くPRをすること。また特例子会社の設立などに、専門的な立場からの支援を行うこと。

<要請の根拠>

- (1) 法改正により県立であった障がい者授産施設は、自主運営となり厳しい運営を行っている。昨年以降の経済状況により受注の激減となり経営をさらに圧迫している。県内の授産施設はさまざまな分野の生産を行っており、印刷では少数でも受け入れているし、民間よりも安いようなこともある。これらは授産施設の自助努力であるが、PRするまでの余力がないのが実態である。授産施設の自立に向けては、授産施設の得意分野などをPRすることで、受注を増やすことが必要である。

県や市町村も今まで以上に授産施設の製品を活用することは、同時に授産施設のPRにもつながる。率先して活用するように体制の確立が必要である。

- (2) 通勤の必要のない在宅勤務は、障がい者にはとても働きやすい勤務形態である。また、昨今はITの普及もあり、在宅勤務の環境は整いつつある。在宅勤務を中心とした企業の誘致を県は行ってきたが、現行の企業数では在宅勤務できる人数はわずかである。業務内容からみて在宅勤務できる可能性のある企業に対して、就業支援の観点から在宅勤務の斡旋を行うことで、47都道府県で低いほうである障がい者雇用率の大幅な増加が期待できる。

また、県や市町村の業務でも在宅勤務対応可能な仕事があると考え。率先して在宅勤務での雇用を図ることで、埼玉県在宅勤務の認知度が上がりさまざまな企業の見本となる必要がある。

- (3) 県内でも知的障がい者の雇用が進んできたが、あまり知られていないのが現状である。障がい者雇用率を達成するには知的障がい者の雇用を増やさなければならない。県内の企業にとってはどのように雇用し、どのような仕事が合うのかなど未知の部分が多い。率先している県内の企業を幅広くPRすることで、県内企業の雇用への機運を高めていきたい。

また、障がい者にとっても働き易いと言われている特例子会社の設立も増えている。今後特例子会社を設立しようとする企業が増えると考えだが、進め方などは専門的な立場からの支援がないと難しい。国の支援策なども含めて計画段階からフォローできる体制が必要である。

Ⅲ. 福祉・社会保障政策

1. 高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域づくりに向け以下の施策を講ずること。

- (1) 介護療養病床が2012年3月末において廃止されることから、利用者が行き場を失うことのないよう地域医療や居宅サービス、地域密着型サービスの充実を行うこと。
- (2) 高齢者虐待防止法や地域包括支援センターの役割について住民に積極的に周知し、認知症等の高齢者が行うサービス事業者との契約や金銭管理等についての権利擁護システムが積極的に利用されるよう促すこと。
- (3) 要介護者の家族のみならず、障がい者の家族や子育て期の親を対象とする相談員事業の拡充と相談員の資質向上に取り組み、福祉サービス利用者の家族に対する総合的な相談・支援体制を整備すること。

<要請の根拠>

- (1) 日本は世界で類を見ない速さで高齢化が進展しているが、埼玉県も例外ではなく高齢化のスピードが速い。そうした状況で2012年3月末には介護療養病床が再編され制度廃止となる。再編にあたっては、利用者が混乱することなく早期に適切な転換先を整備し、移行させなければ介護難民が発生してしまう。そこで、介護療養病床の転換状況について十分に調査し、地域医療や居宅サービスの充実を図ることが必要であると考えます。
- (2) 認知症等により福祉サービスをはじめ様々な契約について判断したり、日常的な金銭管理や財産管理を行ったりすることが困難な高齢者が多数存在する。さらに高齢者をターゲットにした振り込め詐欺や悪徳商法から高齢者を守るためにも成年後見人制度などを権利擁護のためのシステムの確立が必要であると考えます。
- (3) 家族を介護する人の多くが様々な悩みを抱えている。認知症介護者の家族は心身疲労の悩みであったり、介護の初心者には介護の方法であったりする。また、介護者の家族に限らず、障がい者の家族や核家族で一人で子育てに悩む母親など多くおり、福祉サービス利用者の家族に対する総合的な相談・支援体制が望まれている。

2. 地域における医療の整備・充実に向け以下の施策を講ずること。

- (1) 少子化対策の一環として乳幼児医療費助成制度の拡大を促進するため適切な指導および財政的支援を行うとともに、県作成の「子ども救急ミニガイドブック」を活用してモラルハザードの防止に努めること。
- (2) メンタルヘルスに関する相談窓口の拡充を図ること。
- (3) 石綿（アスベスト）関連疾患の労災認定として救済されるよう、医療機関のシステム化および医師の診断技術の向上を図ること。

<要請の根拠>

- (1) 乳幼児医療費助成制度については県内全ての市町村で行われている。対象となる年齢が市町村によって区別であるが、県内において格差が生じないことが望ましいと考える。また、その一方で医療費の無料化に伴い、本来家庭内で対処すべき症状

の場合も病院にかかり、助成金が増加すると市町村財政を逼迫させることが予想される。そこで県で作成した子どもの急病時の対応方法を掲載した「子どもの救急ミニガイドブック」を活用するなどし、無闇に病院に駆け込むことがないよう指導することが必要と考える。

- (2) 職場における人間関係やストレス、過重労働などにより心の病気になる人が増加しており、離職や最悪の場合は自殺に繋がることもある。埼玉県の上自殺者数は平成10年以降、昨年まで1400～1600人前後で推移していたが、今年度は上半期で既に971人（前年同期比139人増）と大幅な増加傾向にある。メンタルヘルスは自殺の原因の一つと考えられ、本人や家族にとっては相談窓口が身近にあることが望ましい。埼玉県では現在4箇所の相談窓口があるが、メンタルヘルスの対応には専門的な知識が必要なことから産業保険推進センターとも連携し、窓口の拡充が必要と考える。
- (3) 平成17年度から「石綿疾患研修会」が開催され、300人以上が受講している。しかし、石綿疾患の診断にはレントゲンフィルムの読影技術もさることながら患者の職歴に対する問診などが重要な判断材料となる。石綿疾患であるにもかかわらず、他の間質性肺炎などと診断されると本来労災申請できる患者が健康保険で対応せざるを得なくなる恐れがある。

IV. 交通政策

1. 環境負荷の小さい交通手段として自転車および自動二輪車の利用促進と環境整備に向け以下の施策を講ずること。

- (1) 車道または歩道に自転車走行帯を設置あるいは表示すること。
- (2) 危険防止のため自転車の乗車ルールを指導すること。
- (3) 自動二輪車の駐輪場を整備すること。

<要請の根拠>

CO₂削減のためには環境負荷のない自転車や負荷の小さい自動二輪車を利用すべきである。しかし、現在の車道や歩道に自転車が大量に走行すると非常に危険な状況となることから、自転車専用の走行帯が必要である。また、自転車を利用する人も交通ルールや走行マナーをキチンと守り事故を未然に防ぐ必要がある。

また、自動二輪車を利用を促進するには駅前や商店街に自動二輪車専用の駐輪場が必要であると考えられる。

V. 環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策

1. 県民の生活系CO₂排出量削減にむけた支援策として、以下の施策を講ずること。

(1) 生活必需品購入で「エコ商品購入のみに使用できるポイントが貯まる」日常的な制度を導入すること。

また、エコ商品の購入時に発生するエコポイントを、そのまま当該の商品に使用できる制度への変更を国へ要請すること。

(2) 国の助成金などの終了以降も、継続して省エネ化を推進するために「エコ商品購入資金」としての低金利融資制度を設けること。

(3) 省エネモニター制度を設立し、各種計測機器による「目で見えるエコライフ」を多くの家庭へ啓発・普及させること。

<要請の根拠>

(1) 米国のリーマンショック以降、日本の経済活動は停滞している。県民の所得は減少し、可処分所得が下がるなか、家計のやり繰りは非常に厳しさを増している。

家庭に対し省エネ家電への買い替えが推奨されているが、国のエコポイント制度は高額なエコ商品を購入した場合の特典となっている。生活必需品にポイントを付ける制度の導入により、日用品の購入でエコポイントが貯まり、エコ商品への買い替え意識や購買意欲が高まる。県民誰もがエコに参画できる環境を構築する必要がある。

(2) 耐久消費財のエアコンや冷蔵庫などは高額商品であり、生活費からの一括支出は難しい。また、太陽光パネルやエコカーなど、国の時限的な助成制度が終了した以降も継続してエコ化を推進する必要がある。

県民生活のエコ化を支援するために、金融機関と連携した融資制度の新設が求められている。

(3) 省エネ・節減は実感することが難しい。電気・ガス・水道等の使用量を時間単位で数値化し目に見える取り組みが必要である。

県が計測機器を貸し出し、モニター制度を実施することで、地域でのエコの取り組みが活性化し、県民に水平展開されるものとする。

2. 県としてCO₂排出量削減にむけて、県の施設に屋上緑化・壁面緑化・太陽光発電を積極的に導入すること。

<要請の根拠>

エコモデルを県が主導的に実施することで、県民のエコ意識向上につながる。また、屋上緑化や壁面緑化は市民団体等と連携したメンテナンス体制を構築することにより、一層地域での意識の高揚がはかれるものとする。

3. 新型インフルエンザをはじめとする新型伝染病発生時に対応できる総合的なマニュアルを策定すること。

<要請の根拠>

今回の新型インフルエンザは新型にもかかわらず、鳥インフルエンザの対応マニュアルが使用された。

4月のタミフル使用量は例年の使用量を大幅に超えており、この時点がパンデミックだったと分析する報道もあり、新種のウイルス検出に対応できていたか疑問が残る。保健所への通報体制から、医師間の情報の共有などを含めて、県民の安全を守る「新種対応システム」を早急に研究することが求められている。

4. 非飛散性のアスベストを含有する廃材の最終処分場を県内に建設すること。

<要請の根拠>

建て替えや撤去による非飛散性のアスベストを含有する建設廃材は、平成18年に中間処理場の受け入れが廃止となったが、現在、国が定めた無害化処理認定制度により認定された処理場は全国にない。

不法投棄あるいは他の産業廃棄物に紛れ込む等による二次災害を未然に防ぐためにも、最終処分場の建設が必要と考える。

5. 首都直下型大震災が休日に発生した場合の対策を策定すること。

<要請の根拠>

県は前進的に首都圏帰宅困難者問題に取り組まれている。

近年では企業が災害時の備蓄や滞留の推進などに努めているが、休日に対する課題も浮き彫りとなってきた。

埼玉県は休日に観光・行楽や買い物などで東京へ出掛ける県民も多く、罹災時に組織対応ができない個人を対象とした災害時の取り組みについても、八都県市の防災会議への提言とあわせて、先駆的な研究を開始すべきと考える。

VI. 教育政策

1. いじめ・不登校等を防止し、児童生徒一人ひとりを大切にされた教育を推進するため、スクールカウンセラーの配置体制の整備・拡充と資質の向上により、教育相談体制の充実をはかること。

<要請の根拠>

児童生徒の抱える悩みは、大人の悩みと異なり、いじめの問題に見られるように自ら解決することが困難であり、虐待など自らの責任に起因するものではない悩みも多く、解決の時機を失すれば、その後の人生にも影響するような取り返しのつかない事態になる可能性もある。また、学校には、児童生徒の学習が適切に行われるための様々な観点からの環境整備が求められる。このため、児童生徒の悩みに対して、適切かつ可能な限り迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるよう教育相談の充実が必要である。

スクールカウンセラーが相談にあたる児童生徒の相談内容は、不登校に関すること

が最も多いが、いじめ、友人関係、親子関係、学習関係等多岐にわたっている。さらに近年は、発達障害、精神疾患、リストカット等の自傷やその他の問題行動など、ますます多様な相談に対応する必要性が生じており、今や学校における相談体制において、スクールカウンセラーは不可欠な存在となっている。

2. 教員が子ども一人ひとりに向き合える時間を確保するため、教員の増員をはかるとともに、学校および県・市町村教育委員会が、主体的かつ継続的に教員の恒常的多忙の解消に取り組むこと。

＜要請の根拠＞

教員の恒常的な多忙が問題視され、県教育委員会ならびに市町村教育委員会は、以前にも増して、調査・照会等の依頼縮減、会議や研修の回数・時間等の精選、調査研究事業の在り方の見直し等、教員の負担軽減策を検討・実施してきたが、抜本的な対策とはなっていない。

わが国の子どもたちの学力は、国際的な学力調査（PISA調査）によると、全体としては上位にあるものの、「活用」に関する学力である「読解力」については、OECD平均程度まで低下していることが示されている。また、成績中位層の減少とともに低位層の増加も見られ、学力分布の分散が拡大している。

本県の子どもたちの学力は、全国の子どもたちとほぼ同レベルにあるものの、「知識」そのものよりも、得た知識を「活用」することに課題があることが明らかになっており、教員が児童生徒をしっかりと見てあげられる体制づくりが必要である。

教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、また、心身共に健康で意欲を持って教育活動に取り組むためにも、教員の増員をはかるとともに、教育委員会と学校現場が一体となって、教員の多忙解消に取り組まなければならない。

3. 教育における機会の均等を保障し教育格差を是正するため、高校生に対する奨学金や授業料減免等について、制度の拡充をはかること。

＜要請の根拠＞

保護者の経済格差が子どもの教育格差につながり、学力格差を生み出し、就学支援を受ける児童生徒は増え続けている。

家計の教育費負担は大きな問題であり、文部科学省「平成18年度子どもの学習費調査」によれば、子ども一人に学校教育を受けさせるために保護者が支出した年間の経費（学校教育費・学校給食費）は、公立中学校で約17万円、公立小学校で約10万円となっている。

低所得世帯の教育費をめぐる状況は極めて深刻であり、家族の自助努力のみで解決できるレベルでは到底なくなっている。保護者の所得格差によって、子どもの教育機会が失われてはならず、子どもの教育の機会均等を保障する施策は地方自治体の重要な課題である。

Ⅶ. 人権・男女平等政策

1. 男女共同参画社会の実現に向けて以下の施策を講ずること。

(1) 県は全市町村に男女共同参画基本法の理念にもとづく条例の制定ならびに参画計画を策定するよう働きかけること。また、策定にあたっては改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図るとともに、男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションを盛り込むよう指導すること。

(2) 参画計画にもとづく施策の進捗状況を年度毎に検証し、女性の参画が進んでいない分野の施策を補強するとともに、その結果について県民に公表すること。

さらに、政策や方針決定過程への女性の参画を促進するポジティブ・アクションを盛り込み、施策の実効性を高めること。

<要請の根拠>

(1) 「男女共同参画社会基本法」では、市町村への条例制定を努力義務としているが、「男女共同参画社会」の形成に向け、地域特性に合わせた実効性のある施策を講ずるためには、国の法律のみならず、市町村行政における基本法の理念にもとづいた条例の制定と地域の特性に応じた参画計画の策定が不可欠である。

加えて、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させるとともに、特に、雇用、起業等においては女性が男性と均等な機会の下で、安心して働き生活できるよう、改正男女雇用機会均等法等の履行確保をはかると同時に、男女労働者間の格差解消を企業のポジティブ・アクションに盛り込むことが必要である。

県は2000年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を他県に先駆けて制定し、「男女共同参画社会」の形成に向けて諸施策を展開してきたが、さらなる実効性を高めていくためには、参画計画である「埼玉県男女共同参画推進プラン」の着実な実践と全市町村の協力が不可欠であり、そのためにも市町村における条例制定ならびに参画計画の策定が重要である。

(2) 「男女共同参画社会」の形成に向けては、行政や企業などの様々な組織において、政策や方針決定過程の場に女性の参画が必要とされている。とりわけ、公的分野での政策や方針決定過程の場においては、地域で生活している男女双方に影響を与えるため、双方の意見を反映させることが重要である。

あらゆる分野において、女性の参画を拡大するためには、参画計画の進捗状況を年度毎に検証し、女性の参画の現状を客観的に把握、分析し、その結果を県民に公表する。さらに、女性の参画が進んでいない分野に焦点をあて、戦略的に取り組みを進め、施策の実効性を高めるとともに、政策や方針決定過程に女性の参画を促進するポジティブ・アクションを盛り込むことが必要である。

以 上

2009年度

地域協議会

対市町村 政策・制度要請

7分野 26項目

I. 総合経済・産業政策

1. 依然として厳しい雇用情勢を踏まえ、仕事と住居を失った派遣労働者など未就職者に対して、住まいの確保と再就職支援を行うために、緊急宿泊場所として公共・公営住宅などの積極的な活用をはかること。また、民間施設や団体、NPOとの契約などによる緊急宿泊事業（シェルター事業）を実施すること。

<要請の根拠>

解雇や雇止め等によって仕事と住まいを失った派遣労働者等に対する生活再生の観点から、宿泊場所と生活資金・再就職などの一連の支援が求められるが、公共施設を活用した宿泊場所と雇用機会の提供などの取り組みを県が率先して行うとともに、各市町村においても積極的な対応をはかるよう、県としての指導や助成が求められる。

また、政府（厚生労働省）が緊急経済対策事業の一環として実施する「ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）」を積極的に活用し、住まいを失い野宿生活を余儀なくされた失業者の緊急支援として、関係支援団体等と連携し総合相談体制を備えた「シェルター事業」の実施が望まれる。

II. 雇用労働政策

1. 将来の安定雇用を目指し、若年者の雇用・就職支援として就業意識を高めるために、産業界・教育局と連携し高校生のインターンシップなど有効な対策を講ずること。

<要請の根拠>

過去からの要請などから小中学生対象の職場体験は実施日数も増えるなど、十分な対応が図られてきた。高校生は就職をするのか、進学するのかも含め仕事観をより高めなければならない時期であり、夏休みなどの長期休暇にインターンシップなど実際の仕事を体験することが重要である。連合埼玉も構成組織を通じて、企業に受け入れのお願いをしていき、広い範囲の職種で就業体験ができる状況を目指したい。広い業種で就業体験できることによって、つきたい仕事と適性について自ら体験でき離職率の低減にもつながる。

また昨今の経済状況や保護者世代の所得格差などから、進学を断念せざるを得ない学生も増加することが考えられる。目的もなく安易にフリーターなどを選ばないように就業意識を高め、働くことの意義を深めることが重要である。

2. 障がい者の雇用支援として以下の施策を講ずること。

- (1) 障がい者授産施設自立支援として、県内企業に授産施設の生産能力や得意分野などを今以上に幅広くPRし受注につながるような支援を行うこと。さらに行政からの発注に関しても授産施設を利用するなど、率先できる体制の確立を行うこと。
- (2) 障がい者の就業の選択肢拡大のために、在宅勤務の斡旋を行うこと。また県や市

町村も障がい者就労の一つとして、在宅勤務での雇用を図ること。

<要請の根拠>

- (1) 法改正により県立であった障がい者授産施設は、自主運営となり厳しい運営を行っている。昨年以降の経済状況により受注の激減となり経営をさらに圧迫している。県内の授産施設はさまざまな分野の生産を行っており、印刷では少数でも受け入れているし、民間よりも安いようなこともある。これらは授産施設の自助努力であるが、PRするまでの余力がないのが実態である。授産施設の自立に向けては、授産施設の得意分野などをPRすることで、受注を増やすことが必要である。

県や市町村も今まで以上に授産施設の製品を活用することは、同時に授産施設のPRにもつながる。率先して活用するように体制の確立が必要である。

- (2) 通勤の必要のない在宅勤務は、障がい者にはとても働きやすい勤務形態である。また、昨今はITの普及もあり、在宅勤務の環境は整いつつある。在宅勤務を中心とした企業の誘致を県は行ってきたが、現行の企業数では在宅勤務できる人数はわずかである。業務内容からみて在宅勤務できる可能性のある企業に対して、就業支援の観点から在宅勤務の斡旋を行うことで、47都道府県で低いほうである障がい者雇用率の大幅な増加が期待できる。

また、県や市町村の業務でも在宅勤務対応可能な仕事があると考え。率先して在宅勤務での雇用を図ることで、埼玉県在宅勤務の認知度があがりさまざまな企業の見本となることが必要である。

Ⅲ. 福祉・社会保障政策

1. 高齢者や障がい者が安心して暮らせる地域づくりに向け以下の施策を講ずること。

- (1) 介護療養病床が2012年3月末において廃止されることから、利用者が行き場を失うことのないよう地域医療や居宅サービス、地域密着型サービスの充実を行うこと。
- (2) 高齢者虐待防止法や地域包括支援センターの役割について住民に積極的に周知し、認知症等の高齢者が行うサービス事業者との契約や金銭管理等についての権利擁護システムが積極的に利用されるよう促すこと。
- (3) 要介護者の家族のみならず、障がい者の家族や子育て期の親を対象とする相談員事業の拡充と相談員の資質向上に取り組み、福祉サービス利用者の家族に対する総合的な相談・支援体制を整備すること。

<要請の根拠>

- (1) 日本は世界で類を見ない速さで高齢化が進展しているが、埼玉県も例外ではなく高齢化のスピードが速い。そうした状況で2012年3月末には介護療養病床が再編され制度廃止となる。再編にあたっては、利用者が混乱することなく早期に適切な転換先を整備し、移行させなければ介護難民が発生してしまう。そこで、介護療養病床の転換状況について十分に調査し、地域医療や居宅サービスの充実を図るこ

とが必要であると考える。

- (2) 認知症等により福祉サービスをはじめ様々な契約について判断したり、日常的な金銭管理や財産管理を行ったりすることが困難な高齢者が多数存在する。さらに高齢者をターゲットにした振り込め詐欺や悪徳商法から高齢者を守るためにも成年後見人制度などを権利擁護のためのシステムの確立が必要であると考える。
- (3) 家族を介護する人の多くが様々な悩みを抱えている。認知症介護者の家族は心身疲労の悩みであったり、介護の初心者には介護の方法であったりする。また、介護者の家族に限らず、障がい者の家族や核家族で一人で子育てに悩む母親など多くおり、福祉サービス利用者の家族に対する総合的な相談・支援体制が望まれている。

2. 生活保護制度の運営体制の改善・充実に向け以下の施策を講ずること。

- (1) 生活保護を必要とする人が申請の権利（保護請求権）を確実に行使できるよう、実施機関の窓口申請書類一式を常備すること。
- (2) 最近の雇用情勢の悪化、生活問題の複雑・多様化など福祉現場の業務拡大等を踏まえ、ケースワーカー（現業員）等職員の配置を拡充すること。

<要請の根拠>

- (1) 現在の日本は行き過ぎた市場原理主義により雇用・所得の二極化が進み、低所得による貧困層が増大している。さらに昨年末からの世界的な経済危機により、日本でも経済と雇用が打撃を受け、職を失う人が急増している。そうした中で生活保護はまさに社会保障の最後の砦であり、日本全体で生活保護世帯は117万世帯（2009年1月現在）にも及んでいる。給付を必要とする人が早期に自立するためには、最低限度の生活保障が必要である。その権利行使のために環境整備が必要であると考える。
- (2) 現業員の配置定数は、1951年に制定された社会福祉事業法（現：社会福祉法）から変更されておらず、その間にも介護保険制度の創設など現業員の業務は増加している。また、生活保護の他法優先の原則によって、現業員には広範な福祉制度に対する高い知識力が求められる。これら現業員の質をいかに高めるかについても大きな課題となっている。また、国の2009年度補正予算案に計上されている「セーフティネット支援対策等事業補助費」は、自立支援のための専門職員の人件費など事務費に充てることが出来るとされている。

3. 地域における医療の整備・充実に向け以下の施策を講ずること。

- (1) 少子化対策の一環として乳幼児医療費助成制度の拡大を図るとともに、県作成の「子ども救急ミニガイドブック」を活用してモラルハザードの防止に努めること。
- (2) メンタルヘルスに関する相談窓口の拡充を図ること。
- (3) 石綿（アスベスト）関連疾患の労災認定として救済されるよう、医療機関のシステム化および医師の診断技術の向上を図ること。

<要請の根拠>

- (1) 乳幼児医療費助成制度については県内全ての市町村で行われている。対象となる年齢が市町村によって区別であるが、県内において格差が生じないことが望ましい

と考える。また、その一方で医療費の無料化に伴い、本来家庭内で対処すべき症状の場合も病院にかかり、助成金が増加すると市町村財政を逼迫させることが予想される。そこで県で作成した子どもの急病時の対応方法を掲載した「子どもの救急ミニガイドブック」を活用するなどし、無闇に病院に駆け込むことがないよう指導することが必要と考える。

- (2) 職場における人間関係やストレス、過重労働などにより心の病気になる人が増加しており、離職や最悪の場合は自殺に繋がることもある。埼玉県の上自殺者数は平成10年以降、昨年まで1400～1600人前後で推移していたが、今年度は上半期で既に971人（前年同期比139人増）と大幅な増加傾向にある。メンタルヘルスは自殺の原因の一つと考えられ、本人や家族にとっては相談窓口が身近にあることが望ましい。埼玉県では現在4箇所の相談窓口があるが、メンタルヘルスの対応には専門的な知識が必要なことから産業保険推進センターとも連携し、窓口の拡充が必要と考える。
- (3) 平成17年度から「石綿疾患研修会」が開催され、300人以上が受講している。しかし、石綿疾患の診断にはレントゲンフィルムの読影技術もさることながら患者の職歴に対する問診などが重要な判断材料となる。石綿疾患であるにもかかわらず、他の間質性肺炎などと診断されると本来労災申請できる患者が健康保険で対応せざるを得なくなる恐れがある。

IV. 交通政策

1. 環境負荷の小さい交通手段として自転車および自動二輪車の利用促進と環境整備に向け以下の施策を講ずること。

- (1) 車道または歩道に自転車走行帯を設置あるいは表示すること。
- (2) 危険防止のため自転車の乗車ルールを指導すること。
- (3) 自動二輪車の駐輪場を整備すること。

<要請の根拠>

CO₂削減のためには環境負荷のない自転車や負荷の小さい自動二輪車を利用すべきである。しかし、現在の車道や歩道に自転車が大量に走行すると非常に危険な状況となることから、自転車専用の走行帯が必要である。また、自転車を利用する人も交通ルールや走行マナーをキチンと守り事故を未然に防ぐ必要がある。

また、自動二輪車を利用を促進するには駅前や商店街に自動二輪車専用の駐輪場が必要であると考えられる。

V. 環境・資源・エネルギー・食品・農林水産政策

1. 県民の生活系CO2排出量削減にむけた支援策として、以下の施策を講ずること。

(1) 生活必需品購入で「エコ商品購入のみに使用できるポイントが貯まる」日常的な制度を導入すること。

また、エコ商品の購入時に発生するエコポイントを、そのまま当該の商品に使用できる制度への変更を国へ要請すること。

(2) 国の助成金などの終了以降も、継続して省エネ化を推進するために「エコ商品購入資金」としての低金利融資制度を設けること。

(3) 省エネモニター制度を設立し、各種計測機器による「目で見えるエコライフ」を多くの家庭へ啓発・普及させること。

<要請の根拠>

(1) 米国のリーマンショック以降、日本の経済活動は停滞している。県民の所得は減少し、可処分所得が下がるなか、家計のやり繰りは非常に厳しさを増している。

家庭に対し省エネ家電への買い替えが推奨されているが、国のエコポイント制度は高額なエコ商品を購入した場合の特典となっている。生活必需品にポイントを付ける制度の導入により、日用品の購入でエコポイントが貯まり、エコ商品への買い替え意識や購買意欲が高まる。県民誰もがエコに参画できる環境を構築する必要がある。

(2) 耐久消費財のエアコンや冷蔵庫などは高額商品であり、生活費からの一括支出は難しい。また、太陽光パネルやエコカーなど、国の時限的な助成制度が終了した以降も継続してエコ化を推進する必要がある。

県民生活のエコ化を支援するために、金融機関と連携した融資制度の新設が求められている。

(3) 省エネ・節減は実感することが難しい。電気・ガス・水道等の使用量を時間単位で数値化し目に見える取り組みが必要である。

県が計測機器を貸し出し、モニター制度を実施することで、地域でのエコの取り組みが活性化し、県民に水平展開されるものとする。

2. 新型インフルエンザをはじめとする新型伝染病発生時に対応できる総合的なマニュアルを策定すること。

<要請の根拠>

今回の新型インフルエンザは新型にもかかわらず、鳥インフルエンザの対応マニュアルが使用された。

4月のタミフル使用量は例年の使用量を大幅に超えており、この時点がパンデミックだったと分析する報道もあり、新種のウイルス検出に対応できていたか疑問が残る。保健所への通報体制から、医師間の情報の共有などを含めて、県民の安全を守る「新種対応システム」を早急に研究することが求められている。

3. 首都直下型大震災が休日に発生した場合の対策を策定すること。

＜要請の根拠＞

県は前進的に首都圏帰宅困難者問題に取り組まれている。

近年では企業が災害時の備蓄や滞留の推進などに努めているが、休日に対する課題も浮き彫りとなってきた。

埼玉県は休日に観光・行楽や買い物などで東京へ出掛ける県民も多く、罹災時に組織対応ができない個人を対象とした災害時の取り組みについても、八都県市の防災会議への提言とあわせて、先駆的な研究を開始すべきと考える。

VI. 教育政策

1. 教員が子ども一人ひとりに向き合える時間を確保するため、教員の増員をはかるとともに、学校および県・市町村教育委員会が、主体的かつ継続的に教員の恒常的多忙の解消に取り組むこと。

＜要請の根拠＞

教員の恒常的な多忙が問題視され、県教育委員会ならびに市町村教育委員会は、以前にも増して、調査・照会等の依頼縮減、会議や研修の回数・時間等の精選、調査研究事業の在り方の見直し等、教員の負担軽減策を検討・実施してきたが、抜本的な対策とはなっていない。

わが国の子どもたちの学力は、国際的な学力調査（PISA調査）によると、全体としては上位にあるものの、「活用」に関する学力である「読解力」については、OECD平均程度まで低下していることが示されている。また、成績中位層の減少とともに低位層の増加も見られ、学力分布の分散が拡大している。

本県の子どもたちの学力は、全国の子どもたちとほぼ同レベルにあるものの、「知識」そのものよりも、得た知識を「活用」することに課題があることが明らかになっており、教員が児童生徒をしっかりと見てあげられる体制づくりが必要である。

教員が児童生徒と向き合う時間を確保し、また、心身共に健康で意欲を持って教育活動に取り組むためにも、教員の増員をはかるとともに、教育委員会と学校現場が一体となって、教員の多忙解消に取り組まなければならない。

2. 教育における機会の均等を保障し教育格差を是正するため、以下の施策を講ずること。

- (1) 高校生に対する奨学金や授業料減免等について、制度の拡充をはかること。
- (2) 就学援助を増額するとともに、家庭内学習やクラブ活動に要する費用等も含めた、広い範囲の援助とすること。

＜要請の根拠＞

保護者の経済格差が子どもの教育格差につながり、学力格差を生み出し、就学支援を受ける児童生徒は増え続けている。

家計の教育費負担は大きな問題であり、文部科学省「平成18年度子どもの学習費調査」によれば、子ども一人に学校教育を受けさせるために保護者が支出した年間の経費（学校教育費・学校給食費）は、公立中学校で約17万円、公立小学校で約10万円となっている。

低所得世帯の教育費をめぐる状況は極めて深刻であり、家族の自助努力のみで解決できるレベルでは到底なくなっている。保護者の所得格差によって、子どもの教育機会が失われてはならず、子どもの教育の機会均等を保障する施策は地方自治体の重要な課題である。

Ⅶ. 人権・男女平等政策

1. 男女共同参画社会の実現に向けて以下の施策を講ずること。

- (1) 男女共同参画基本法の理念にもとづく条例の制定ならびに参画計画を策定すること。なお条例制定ならびに参画計画の策定にあたっては、改正男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションを盛り込むこと。
- (2) 参画計画にもとづく施策の進捗状況を年度毎に検証し、女性の参画が進んでいない分野の施策を補強するとともに、その結果について県民に公表すること。
さらに、政策や方針決定過程への女性の参画を促進するポジティブ・アクションを盛り込み、施策の実効性を高めること。

<要請の根拠>

- (1) 「男女共同参画社会基本法」では、市町村への条例制定を努力義務としているが、「男女共同参画社会」の形成に向け、地域特性に合わせた実効性のある施策を講ずるためには、国の法律のみならず、市町村行政における基本法の理念にもとづいた条例の制定と地域の特性に応じた参画計画の策定が不可欠である。
加えて、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させるとともに、特に、雇用、起業等においては女性が男性と均等な機会の下で、安心して働き生活できるよう、改正男女雇用機会均等法の履行確保をはかると同時に、男女労働者間の格差解消を企業のポジティブ・アクションに盛り込むことが必要である。
県は2000年3月に「埼玉県男女共同参画推進条例」を他県に先駆けて制定し、「男女共同参画社会」の形成に向けて諸施策を展開してきたが、さらなる実効性を高めていくためには、参画計画である「埼玉県男女共同参画推進プラン」の着実な実践と全市町村の協力が不可欠であり、そのためにも市町村における条例制定ならびに参画計画の策定が重要である。
- (2) 「男女共同参画社会」の形成に向けては、行政や企業などの様々な組織において、政策や方針決定過程の場に女性の参画が必要とされている。とりわけ、公的分野での政策や方針決定過程の場においては、地域で生活している男女双方に影響を与えるため、双方の意見を反映させることが重要である。

あらゆる分野において、女性の参画を拡大するためには、参画計画の進捗状況を年度毎に検証し、女性の参画の現状を客観的に把握、分析し、その結果を県民に公表する。さらに、女性の参画が進んでいない分野に焦点をあて、戦略的に取り組みを進め、施策の実効性を高めるとともに、政策や方針決定過程に女性の参画を促進するポジティブ・アクションを盛り込むことが必要である。

2. 次世代育成支援対策推進法にもとづく地域行動計画の推進にあたり、未だ次世代育成支援対策地域協議会（以下：協議会）または協議会に代わる審議会を設置していない市町村については、協議会を早期に設置すること。

また、既に協議会または協議会に代わる審議会を設置している市町村も含め、協議会の委員には、労使代表を参画させること。

＜要請の根拠＞

地域における次世代育成支援のための「地域行動計画」が、2005年4月1日までに全ての地方自治体で策定された。「地域行動計画」の着実な推進にあたっては、計画の実施状況を把握・点検するとともに、その結果を計画の見直しや対策等に反映させ、取り組みを進めていく必要があり、努力義務ではあるものの協議会の設置は不可欠である。

県内で協議会を設置又は協議会に代わる審議会を設置している市町村は、昨年の要請時53市町であったが、現在は66市町となっている。また、委員の構成内訳をみると、企業関係者を委員としている市町村は昨年要請時の29市町と変化はない。

一方、労働関係者を委員としている市町村は、昨年要請時の7市町から25市町に増加し、予定しているが10市町村、現在検討中が3市町となっている。

行動計画には住民のニーズや働く者の意見等を反映させることが重要であることは言うまでもなく、協議会に地域の労使代表を参画させることは、次世代育成支援において重要である。

以 上